

静岡県教育委員会

議事録

令和3年度 第17回定例
2月22日(火)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和4年2月22日に教育委員会第17回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|--------------|---------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和4年2月22日(火) | 開会 | 13時30分 |
| | | | 閉会 | 14時15分 |
| 2 | 会場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 | 木 苗 直 秀 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 | 藤 井 明 宏 | |
| | | 委 員 | 伊 東 幸 宏 | |
| | | 委 員 | 小野澤 宏 時 | |
| | | 委 員 | 後 藤 康 雄 | |

事務局(説明員)	長 澤 由 哉	教育部長
	塩 崎 克 幸	教育監
	水 口 秀 樹	理事(総括担当)
	松 井 和 子	理事
	松 下 明 生	参事兼教育施設課長
	宮 崎 文 秀	参事兼義務教育課長
	堀 口 敬 記	教育総務課長
	中 山 雄 二	教育政策課長
	青 木 康 行	財務課長
	本 村 勉	教育厚生課長
	本 多 伸 治	高校教育課長
	伊 賀 匡	特別支援教育課長
	近 藤 浩 通	健康体育課長
	山 下 英 作	社会教育課長
	中 川 恵	静岡教育事務所長
	松 山 淳	静岡西教育事務所長
	松 下 和 弘	総合教育センター所長
	赤 石 達 彦	中央図書館長
	藤ヶ谷 昌 則	新図書館整備室長

4 その他

(1) 第35、36号議案は可決された。

(2) 報告事項は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

今回の議事録の署名は、私のほか、後藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
報告事項1は公開前案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。
全 委 員： 異議なし。
教 育 長： それでは報告事項1は非公開とする。公開案件から審議する。

第35号議案 令和4年度教育行政の基本方針の策定

教 育 長： 第35号議案「令和4年度教育行政の基本方針の策定」について中山教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 基本方針の中身については、これまで何回か議論をしているため、特にコメント等はないが、単年度でこれだけのことを着実に推進していくためには、教育現場の教職員に、いかにこの内容を周知させ、浸透させるかが極めて重要である。浸透させるための具体策について、どのように考えているか。

教育政策課長： この基本方針については、今定例会で議決後、速やかに各学校に送付する。各学校はこれからグランドデザインや学校方針等を作成するため、その際にこの基本方針を参酌するように依頼をする。

また、4月以降の校長会等の会議で、教育基本方針や教育振興基本計画について説明し、推進をするように依頼する。

藤 井 委 員： 書面で配布して周知させる方法も良いが、やはり校長会や別の機会等で、口頭でしっかり直接現場に伝えていく機会をなるべく多く設けるほうが浸透の度合いが深まり、理解してもらえらると思う。従来やり方に囚われずに、なるべく直接面と向かって伝える機会を多く設けるようにしていただきたい。

教育政策課長： そのような機会をなるべく設けるようにする。

渡 邊 委 員： 「3 社会総がかりで取り組む教育」の部分が強調されると良いと思う。学校で学んだことを家庭や地域での行動に移していくためには、保護者や地域の方も同じようなもの見方ができる必要がある。先ほど説明のあった学校に加えて、社会教育や生涯学習分野の方への周知も大切になってくる。

また、今回の教育基本方針は見出しの部分であるため、教育振興基本計画も併せて見ていただき、管理職の教職員に噛み砕いて伝えていただければと思う。

教育政策課長： 教育基本方針は教育振興基本計画とセットになっているため、教育振興基本計画の周知という点では、総合教育課と連携していく。また、社会教育の部分については社会教育課と相談しながら進めていく。

教 育 長： できるだけ多くの人に周知していくということは極めて重要である。

後 藤 委 員： 盛りだくさんの内容のため、ピントがぼけてしまう可能性がある。前回と比べてそっくり変わるわけではないと思うので、特に令和4年度として重点的に行わなければならないところをはっきりと打ち出したほう

が教職員の方々もわかりやすいと思う。

教 育 長： 学校によって進め方の違いはあると思うが、相互に連携をしながら進めていければと思う。

教育政策課長： 周知するときはそのような方法で行っていく。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 35 号議案について、原案のとおり可決する。

第 36 号議案 教職員の心の健康づくり計画の改訂（第 3 期計画）

教 育 長： 第 36 号議案「教職員の心の健康づくり計画の改訂（第 3 期計画）」について本村教育厚生課長より説明願う。

教育厚生課長： <議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 県内の市町で、同じような計画を策定しているところが 12 市町しかないという説明であったが、市町教育委員会で計画自体を持っていないところについて、その理由や背景の情報はあるか。

教育厚生課長： 多忙や人手不足が一番の要因のようである。また、この計画は義務付けされたものではなく、「つくる必要がある」と指針で言われているのみのため、そこの捉え方で甘くなっている部分がある。

藤 井 委 員： それが現実なのだと思う。その市町の教育委員会の現場で問題がないのであれば策定の必要はないと思うが、全くないということは考えにくい。病気になったり、不祥事を起こす教職員がおり、いろいろな側面でひずみが出てくると思うため、義務付けられているか否かという観点ではなく、県教育委員会として市町に対して強く働きかけをするべきである。

教育厚生課長： 4 月に市町の教育長会や校長会がある。そのような機会をとらえて「策定するよう働きかける」のではなく、指導的に説明をしていく。

渡 邊 委 員： 計画をつくる余裕がない市町等について、「教委職員への相談窓口の照会」等、実際にどのようなことがされているかは把握しているか。

教育厚生課長： 市町ごとの取組は把握していないが、12 市町以外でも、個別計画ではなく、県でいう教育振興基本計画の中に盛り込むことは行っていると思う。

渡 邊 委 員： 市町にも事情があると思うので、必ずしも立派な計画は策定できないかもしれない。ただ、「現場で働いている教職員が安心して働ける環境を整える」ということが県教育委員会の共有するところだと思うため、「県内のどこで働いてもこのような心のサポートを受けることができる」ということが周知されるような方法を啓発していただければと思う。

教 育 長： コロナウイルス感染症の問題がはまだ続いていくと思うが、それと併

せて状況を確認しても良いと思う。

教育厚生課長： 今回の計画改訂の機会をとらえて、この計画を見本にして策定するよう促していきたい。

教育長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第35号議案について、原案のとおり可決する。

(会議の非公開)

教育長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>報告事項1 新県立中央図書館設計プロポーザルに係る2次審査結果について

教育長： 報告事項1「新県立中央図書館設計プロポーザルに係る2次審査結果について」について、藤ヶ谷新図書館整備室長より説明願う。

新図書館整備室長： <報告事項について説明>

教育長： 質疑等はあるか。

藤井委員： 最優秀の提案をしたのが3者あったということか、それとも3者が一体となって最優秀の提案をしたのか。

新図書館整備室長： 3者がJVを組んで、共同企業体として応募している。共同企業体として1者である。

藤井委員： 次点を設けた理由は。

新図書館整備室長： 優先交渉権者として最優秀を選んでいるが、契約の交渉が妥結しなかった場合、次点のものと契約交渉をするためである。

藤井委員： 3月に最優秀となった者と交渉する予定だと思うが、だれが交渉をするのか。

新図書館整備室長： 教育委員会事務局で行う。

藤井委員： 審査委員会ではないのか。

新図書館整備室長： 審査委員会の権能としては、最優秀を選ぶところで終了している。

藤井委員： 県側には建築等の専門家はいるのか。

新図書館整備室長： 社会教育課内に新図書館整備室を設けており、ここに建築の職員がいる。また教育施設課には松下参事兼施設課長をはじめ、建築の職員がいるため、その知見を得ながら進めたいと思う。

藤井委員： なぜこの質問をしたかというのと、せっかく審査委員会の先生がおられるので、その中の一部でも交渉に参加していただくほうが、いろいろな角度から検討ができ、助言もいただけないかと想定をした。そのあたりはいかがか。

新図書館整備室長： 長谷川委員長からは今も御意見をいただいている。アドバイスをいただくことはあるとは思いますが、審査員としての依頼はここで終わっているため、正式なかかわりとしては私どもですすめたいと考えている。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項1を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。
これをもって、令和3年度第17回教育委員会定例会を閉会とする。